

月刊

日本行政

no.627
2025
february

2

Top
Message

全国の地方協議会と
日行連との連絡会について



宍道湖（島根県）

◆ Leadership

- ・行政書士は中小企業の伴走支援に長けた専門家

◆ Special Report

- ・「第三次・担い手3法」について

◆ Topics

- ・日行連と地方協議会との連絡会を開催
- ・行政書士制度に関する意見交換会を開催

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。





日本行政書士会連合会会長
常住豊

全国の地方協議会と 日行連との連絡会について

令和7年がスタートしてから、早くも一か月が経ちました。年度末も迫ったこの時期の時の流れは特に速く感じるものです。現在、日行連では、本年度の各事業の目標達成に向けて、各部・委員会等が活発に活動を展開しているところです。全国組織である日行連の事業の推進に当たっては、各地域における「現場の声」を知り、反映していくことをとても大切にしています。日行連として関わることの多い国会議員の皆様や関係省庁の皆様が様々な政策を立案・実施する際に、それが机上だけのものとならないよう、常に「現場の声」を知りたいと考えていらっしゃるということも、力を入れている理由の一つです。

この「現場の声」を地域単位でまとめる役割を持つものの一つとして、日行連では、全国の単位会を地域別に北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、

九州の8ブロックに分け、「地方協議会」（以下「地協」という。）を組織しています。会則上、地協の目的は、単位会相互の地域的な連絡調整を図り、各単位会の運営の下、研修会の相互乗入や各業務に関する担当者連絡会の開催などの事業を展開することとされています。日行連の執行部にとって、各地協との連絡会は、日行連の運営や事業推進の方針や進捗を直接説明することができるとともに、地域の様々な取組や課題等を「現場の声」として共有し、意見交換を通じて行政書士制度の将来を共に考えるための貴重な場となっています。

この日行連と各地協との連絡会は、本年度は昨年9月26日の中国地協（島根県出雲市で開催）を皮切りに、同年11月30日の九州地協（宮崎県宮崎市で開催）まで、各地で開催いたしましたので、以下のとおり御報告いたします。

1

地協との連絡会において説明した日行連の 当面の諸課題と事業について(概要)

初めに、各地協を構成する単位会の役員の皆様に対して、私から直接、日行連の当面の諸課題と事業について、行政書士法の改正を中心に御説明いたしました。

(1) 行政書士法改正の推進

「デジタル社会において機能する行政書士制度」を目指す行政書士法の改正について、実現に向けて調整を重ねながら着実に対応を進めている旨を、具体的な進捗とともに報告・共有いたしました。行政手続のデジタル化が進んだ社会においては、行政書士に期待される役割がますます大きくなることを見込まれます。

デジタル社会において、行政書士が申請・届出から事後救済手続までをフォローできるようにすることで、手続の真正性の担保やなりすまし等の不正行為の防止による国民の権利擁護、行政の負担軽減につながる行政書士法の改正を要望し、活動してまいります。

(2) デジタル社会の実現に向けて

デジタル庁との連携協定に基づき、マイナンバーカードの取得支援や、デジタル・デバイドの解消に向けた支援等、国のデジタル施策の推進に協力してまいりました。行政書士が活躍できる業務環境の整備等については、行政書士法改正を待たずに対応できる限られた範囲ではありますが、具体的な取組を進めている旨を説明いたしました。こちらは対応が決定し次第、改めて皆様にお知らせいたします。

また、本誌のデジタル化として、日行連ホームページや会員専用ページ「連 con」に掲載したデータの閲覧を推奨する旨を報告いたしました。さらに、昨年10月に運用を開始した新会員管理システムについて、今後、単位会の利用を可能とするとともに、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」やマイナンバーと連携し、各種添付書類の省略等、利便性の向上を目指している旨をお伝えいたしました。

(3) 行政書士による被災者支援について

これまで日行連は、大規模な災害が発生した際には総務省や各单位会と協力して、被災地に行政手続の専門家である行政書士を派遣し、罹災証明書の代理申請、自動車の廃車手続の代理申請、被災建物の公費解体手続の支援等、被災地の復旧・復興を支援してまいりました。一方で、デジタル化の主な重要課題としては、デジタル社会の大きなインフラとなるマイナンバーの利用範囲にもなっているとおり、税と社会保障と復興支援が挙げられます。政府は、行政書士に対し、復興支援における重要な役割を期待してくださっています。その証左としても、昨年9月25日に、内閣府と「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結することができ

ました。これを機に、改めて地域での災害への備えへの意識を高めていただくとともに、当該協定に基づく、全国の行政書士を対象とした「災害復興支援ボランティア」（「災害復興支援員」（仮称）に改組する予定。）の募集について、御協力をお願いいたしました。

この被災者支援においても、デジタル社会への対応は重要です。我々の目指す行政書士法の改正が実現すれば、行政書士の専門性を生かした被災者支援の幅は更に広がり、今まで以上に国民の皆様のお役に立てることが見込まれます。日行連として力を入れて取り組んでまいりますので、各单位会及び会員の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いいたします。

(4) その他

昨年度から全会員に義務化された一般倫理研修の修了状況等を報告いたしました。また、学術的発信力を高め、より一層国民に寄り添った制度を目指すことを目的に行政法学者等の有識者を招聘した「行政書士制度に関する研究会」の成果の一つとして、行政法学と行政実務の懸け橋となる研究論文集の出版計画等について説明いたしました。なお、論文集は昨年12月12日に発刊され、好評を得ています。いずれも日行連として非常に重要な事業であり、単位会及び会員にも影響が大きいところですので、現状や今後の課題等の共有により、認識を一致させることができる良い機会となりました。

2

地協との連絡会で出された意見・質問等

各单位会からは、多くの意見や要望をいただくとともに、各々の単位会が抱える課題について共有し、意見交換を行いました。中でも、行政書士法改正の推進に関する質問や意見が最も多く、職務上請求書や一般倫理研修に関するものもたくさんいただきました。これらのテーマについては特に力が入った活発な議論が繰り広げられ、改めて各单位会や会員の皆様の関心が強く、期待が大きいことを感じました。

そのほかにも、たくさんの意見や質問をいただきましたので、主なものをお知らせいたします。これらの意見や質問には一つ一つ回答いたしました。継続的な課題もたくさんありましたので、それらについては、引き続き対応を図ってまいります。

日行連は、今後も、単位会間の横の連携を強化しつつ、各地域の「現場の声」をよくお聴きする機会を大切にして、行政書士制度の更なる発展に向けた事業を計画し、実施してまいります。各单位会及び会員の皆様におかれましては、引き続き御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

2

日本行政

MONTHLY No.627 FEBRUARY. 2025

C o n t e n t s

Top Message	全国の地方協議会と日行連との連絡会について..... 1
Leadership	行政書士は中小企業の伴走支援に長けた専門家..... 4
Special Report	「第三次・担い手3法」について..... 5
Topics	日行連と地方協議会との連絡会を開催..... 12 行政書士制度に関する意見交換会を開催..... 13
Information	令和7年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内..... 14 令和7年度専修大学大学院司法研修開講の御案内..... 15 「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ..... 18 一般倫理研修の受講について..... 20 ■ Pick UP!単位会 21 ■ 中央研修所通信2月号 24 ■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 25 ■ ADR推進本部から 27 ■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ 29 ■ 日行連の主な動き(12月) 33 ■ コスモスInformation 37 ■ 全行団ニュース 39 ■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 41 御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



令和6年能登半島地震・能登半島豪雨に係る被災者支援のための無料電話相談

- 電話番号：0120-346-092
- 開設期間：令和6年8月1日(木)～
令和7年3月31日(月) (平日のみ)
- 受付時間：午前10時から午後4時まで
- 業務実績のある行政書士につながります

行政書士制度の
発展のために

行政書士は中小企業の伴走支援に 長けた専門家

副会長 田村 公隆



会員の皆様には、日頃より日行連の活動に御理解御支援をいただき感謝申し上げます。日行連執行部としましては「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を達成するべく、現在最大限の努力をしています。会員の皆様の引き続きの御協力をお願い申し上げます。

私が日行連副会長を約1年6か月間務めさせていただいている中で、行政書士が最も活躍できる場は中小企業支援の場であると考えています。行政書士は、全国津々浦々に約53,000人の会員がおり、許可期限の管理や要件等の確認など、常に企業に寄り添いながら業務を行っています。今、日本の企業の約99.7%を占めると言われる中小企業で求められているものは、企業と伴走支援が出来る専門家です。私は、行政書士こそがそれを実現出来る専門家であると思っています。会員の皆様と共に中小企業支援に取り組み、日本全体を元気にしていくお手伝いをしたいと思っています。

このような考えも踏まえ、私が担当している以下の部署について、それぞれを取り巻く環境と現在の主な活動を御紹介したいと思います。

「国際・企業経営支援部」のうち、国際部門では、出入国管理及び難民認定法が令和5年と令和6年にその一部を改正する法案が成立いたしました。令和5年度改正については1年以内に施行、令和6年度改正については3年以内に施行となっており、その運用について早く正確な情報を会員の皆様にお知らせするため、何度も出入国在留管理庁の各部署に要望を申し入れ、打合せをしています。また、オンラインシステムの改善要望等の申し入れを行い、円滑な申請手続に寄与できるよう働きかけています。

企業支援部門では、行政書士として、近年続く自然災害やデジタル化に向けてのリスク等の対応など、中小企業の経営をどのように支援していくかが今後の大きな課題と考えています。その対応の一つとして、BCP（事業継続計画）の策定や事業継続力強化計画の認定を行政書士が積極的に支援していく必要があると考え、中小企業庁や関連する団体に要望を申し入れ、打合せをしています。また、補助金申請における行政書士の代理申請等、国民の利便性の向上について協議を重ねています。

知的財産部門では、国民の権利を守るため、著作権相談員の名簿を作成し、行政書士が著作権の取扱い件数を増やしていける工夫を行っています。また、農業知財は種苗法、GI法関連のみならず、農業に関する補助金等も含めて農業者支援を研究しています。

「申請取次行政書士管理委員会」では、行政書士の取次制度を維持発展させるため、研修や考査の内容の検討のみならず、研修受講の利便性を考え、特別倫理研修（事務研修、実務研修）の完全オンライン化の準備を進めています。また、入管協会等の関連団体との連携で情報収集の強化に努めるとともに、警視庁との連携で不適切な団体等の情報共有を行っています。行政書士の倫理観の向上を常に目標としています。

「ADR推進本部」では、昨年4月にADR法が改正され、強制力を付与された特定和解を取り扱うことが可能になりました。各センターで特定和解を取り扱うかの検討のための情報や資料等を提供しており、その支援をしています。また、オンラインで調停を実施するODRの研究を進めており、いつでも実践できるよう準備を進めています。同時に、災害等からの復旧復興にADRが使用可能ではないかと考え、規則等の研究をしています。

このように国民や中小企業を支援していくべく、各部署で日々活動を行っています。会員の皆様には、是非今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「第三次・担い手3法」について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景に就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう「持続可能な建設業」を実現するため、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。また、昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところです。

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会^{*1}の下に設置された基本問題小委員会において、令和5年5月から9月までの間に計5回の審議が行われ、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、

②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策を取りまとめた「中間とりまとめ」が策定されました(図1)。このうち、法律の改正が必要な事項について、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」として公布されました(令和6年法律第49号。以下「建設業法・入契法改正法」という。)

※1…建設業法に基づき国土交通省に設置された組織で、発注者(デベロッパー等)・受注者(建設業者)・学識者の代表により構成された会議体。

また、公共工事からの取組を加速化すべく、衆議院国土交通委員会提出法として「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第54号。以下「品確法等改正法」という。)が同じく成立しました(品確法等改正法は令和6年6月19日に公布。)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要) ～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～ 令和5年9月19日策定	
<p>✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。</p> <p>✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。</p> <p>✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。</p>	
<p>1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担</p> <p>(1) 契約における非対称性の解消</p> <p>①受注者によるリスク情報提供の義務化 ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化</p> <p>②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記</p> <p>③オープンブック・コストプラス方式の標準請負契約約款の制定</p> <p>(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化</p> <p>①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進</p> <p>②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化 ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記</p> <p>(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化</p> <p>①当事者間での誠実協議 ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施</p> <p>②民間事業者への勧告等 ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備</p>	<p>2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保</p> <p>(1) 標準労務費の勧告 ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告</p> <p>(2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止 ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする</p> <p>(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置 ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加</p> <p>3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上</p> <p>(1) 適正な工期の確保</p> <p>①受注者による著しく短い工期の禁止</p> <p>②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討 ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討</p> <p>(2) 生産性の向上</p> <p>①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成 ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める</p> <p>②監理技術者等の専任制度等の合理化</p>

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

図1：基本問題小委員会「中間とりまとめ」の概要

これらにより品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正し(第三次・担い手3法)、①担い手確保 ②生産性向上 ③地域における対応力強化の3点を柱に、魅力ある建設業の実現に取り組むこととしたところです(図2)。

2. 建設業法・入契法改正法について

I. 労働者の処遇改善

往時より労働者が減少しているとともに、現場の急速な高齢化と若年層の減少が進んでいる建設業においては、若手の入職促進による将来の担い手の確保が急務となっており、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃金引上げなどを含めた技能労働者の処遇改善に取り組むことが必要です。令和6年3月には、内閣総理大臣や建設業団体出席の下「建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会」が開催され、国土交通大臣と建設業団体との間で技能労働者の賃金が「5%を十分に上回る上昇」となることを目標とすることが申し合わせられました。また、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価は前年度比で5.9%の引き上げとなり、令和5年度まで12年連

続の引上げとなったところですが、これが現場労働者の賃上げに結び付き、また次の公共工事設計労務単価の引き上げにつながるという好循環を実現できるよう、官民一体となって取り組むことが必要です。

しかしながら、建設工事においては、材料費等の削減よりも技能労働者の労務費等の削減の方が容易であることから、建設業者が価格競争のために労務費分を削ったり、資材の高騰分を労務費の減額によって補填したりするなど、技能労働者の処遇を適切に考慮しないケースが生じています。

労務費は適正な相場観が不明確であるために、その減額に対する抑止力が働きにくいことが要因として考えられますが、労務費を減額したことによる低廉な請負代金の契約が横行すれば、処遇改善を進めようと考えている建設業者においても受注機会を確保するために価格を下げざるを得ない状況となり、適正な競争に基づく建設業の健全な発達が妨げられることとなります。

そこで改正法では、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関としての立場にある中央建設業審議会が「建設工事の労務費に関する基準」を示すこととし、これを著しく下回るような積算見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止することとしています。

		第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像	
		インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正	
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用(変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用(データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入) 	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) ・誘導的手法(理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ(ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

図2：法律の全体像

具体的には、受注者による著しく低い労務費を前提とした見積り提出や、注文者による著しく低い労務費になるような見積り変更依頼を禁止し、これに違反して契約した発注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から必要な勧告・公表ができることとしました。また、著しく低い労務費等による契約を締結した受注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から指示等の処分ができることとしました。これによって、発注者、元請、下請と段階を経ても、適正な労務費の確保がされることとなります(図3)。

さらに、適正な労務費が確保できていたとしても、材料費や法定福利費といった他の経費が不足している場合は適正な工事の施工に当たって問題となりますので、受注者の発意による総価での原価割れ契約の締結(ダンピング)についても禁止することとしています。

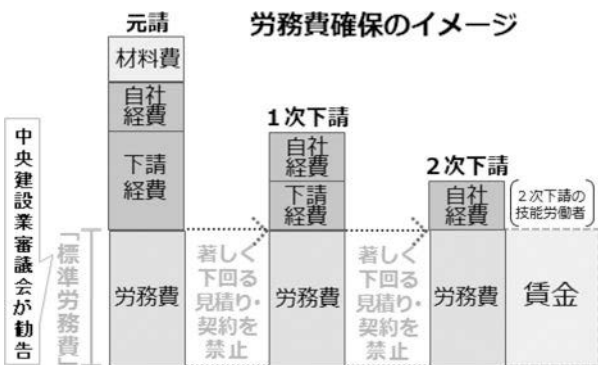


図3：適正な労務費の行き渡りのイメージ

II. 資材価格高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止 価格転嫁の円滑化に関する制度の概要

資材価格の高騰や資材不足といった個々の工事におけるリスクの分担方法は、個々の工事請負契約の内容に基づいて契約当事者間で決定されるべきものです。しかしながら、適切に分担がされず受注者にリスクの負担が偏ることで、契約当事者のみならず、当該工事の下請業者なども含めた建設生産システム全体に対して、経営の悪化や施工不良の発生といった悪影響を及ぼすケースが生じています。また、請負契約の変更に関する条項すら契約書において定められていないケースが数多く見られることが明らかとなっており^{※2}、資材高騰に伴う価格転嫁が円滑に行われないことで、価格の不足分を労務費により補填し、結果的に労務費が削減されることが懸念されます。

※2…国土交通省が実施した調査による。

こうした状況を踏まえ、建設業法・入契法改正法では、建設業者が安心して請負契約の変更協議

ができる環境を整えるため、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として定めることとしています。これにより、契約書において請負代金等の変更方法が明確化され、価格変更協議が促されることとなります。

また、資材高騰分の転嫁の協議の円滑化により労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰等が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、建設工事の実施に大きな影響を及ぼす事象に関する情報(以下「おそれ情報」という。)を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととしました。「おそれ情報」として通知の対象となる事象や通知の方法については、その詳細を「建設業法令遵守ガイドライン」にてお示ししています(図4)。

この場合、実際に資材高騰が生じたときは、受注者から注文者に対して請負代金の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります^{※3}。これらにより、資材高騰分の転嫁の協議が円滑化され、労務費へのしわ寄せが防止されることとなります。

※3…公共発注者は、入札契約適正化法の改正により誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

III. 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革について

建設業が魅力ある産業として持続的に発展していくためには、賃金の引上げといった処遇改善だけでなく、働き方の観点からも改革を進めていくことも急務です。令和5年度における建設業の総労働時間は全産業と比較して年間60時間程度長く、週休2日も十分に取れていない状況となっています(図5)。

長時間労働の大きな要因は適正な工期が確保されないことであり、著しく短い工期は、技術的に無理な施工方法・工程の採用を建設業者に強いるものであるため、結果として手抜き工事、施工不良、工事現場における不当な長時間労働や労働災害などの問題を生じさせ、工事の適正な施工が確保されないこととなります。

そこで建設業法・入契法改正法では、長時間労働を是正し、週休2日も確保していくため、受注者の発意による著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとしています^{※4・5}。

また、IIに示した請負代金の変更協議と同様に、資材の入手困難などの事態が生じるおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

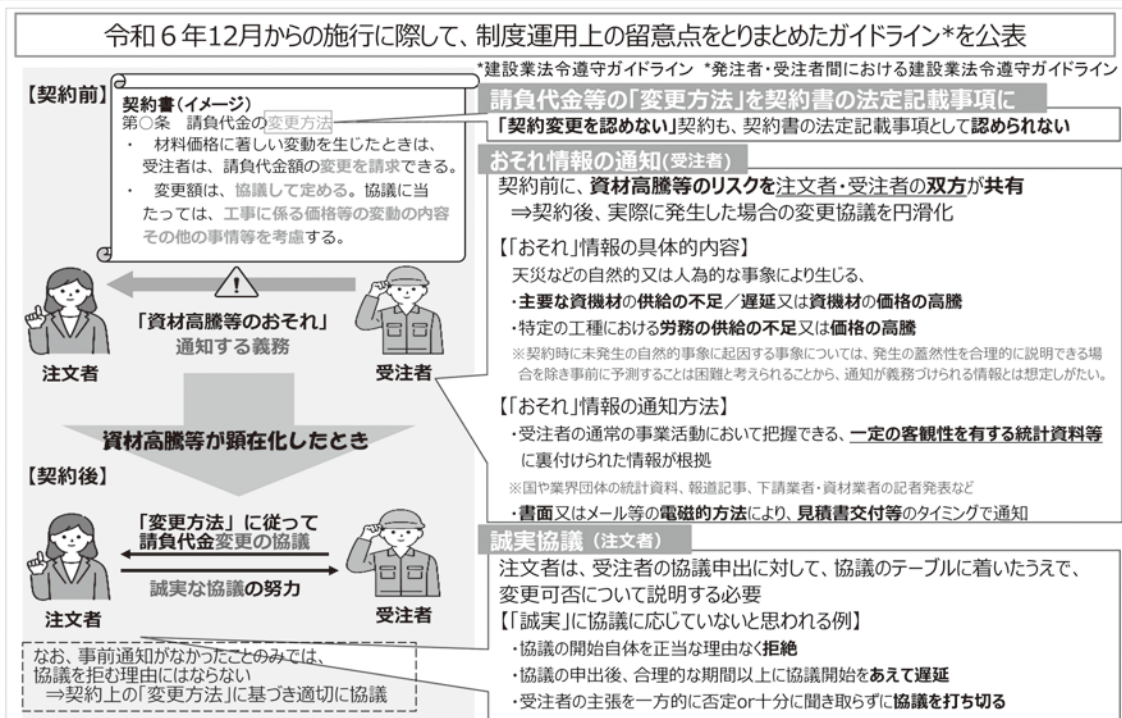
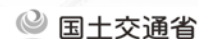


図4：資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

する情報を請負契約の締結までに通知しなければならぬこととしました。この場合、実際に資材の入手困難などが生じたときは、受注者から注発者に対して工期の変更に関する協議を申し出ることができ、注発者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります^{※6}。

- ※4…令和元年の建設業法改正により、既に注発者に対しては、著しく短い工期による請負契約の締結が禁じられています。
- ※5…特殊な施工方法を用いること等により工期を短縮することができるなど、正当な理由がある場合には、本規制の対象となりません。
- ※6…公共発注者は、入札契約適正化法の改正により誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

(2) 生産性向上について

①現場技術者の専任義務の合理化

建設業者は、請負代金が所定の金額以上の建設工事を請け負うときは、原則として、主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で置かなければならないこととされています。

一方、近年、工事現場における情報通信技術の活用により施工管理業務の効率化が進められているところ、改正建設業法では、こうした技術の活用等を条件に、監理技術者等の専任規制を合理化

することとされました。具体的には、情報通信技術を活用し、かつ、一定の規模・距離以下に工事現場がある等の要件を満たすことで、監理技術者等(下請を含む。)が複数の工事現場を兼任できることとしました(図5)。

兼任に当たっての要件は、建設業法施行令(以下「令」という。)、施行規則(以下「規則」という。)に規定され、具体的な運用や留意事項は監理技術者制度運用マニュアル(以下「マ」という。)に記載しています。

《兼任の各要件》

以下の全てに合致する必要があります。

【請負金額】

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満(令)。なお、工事途中において請負代金の額が左記以上となった場合は、兼任ができなくなるので注意が必要です(マ)。

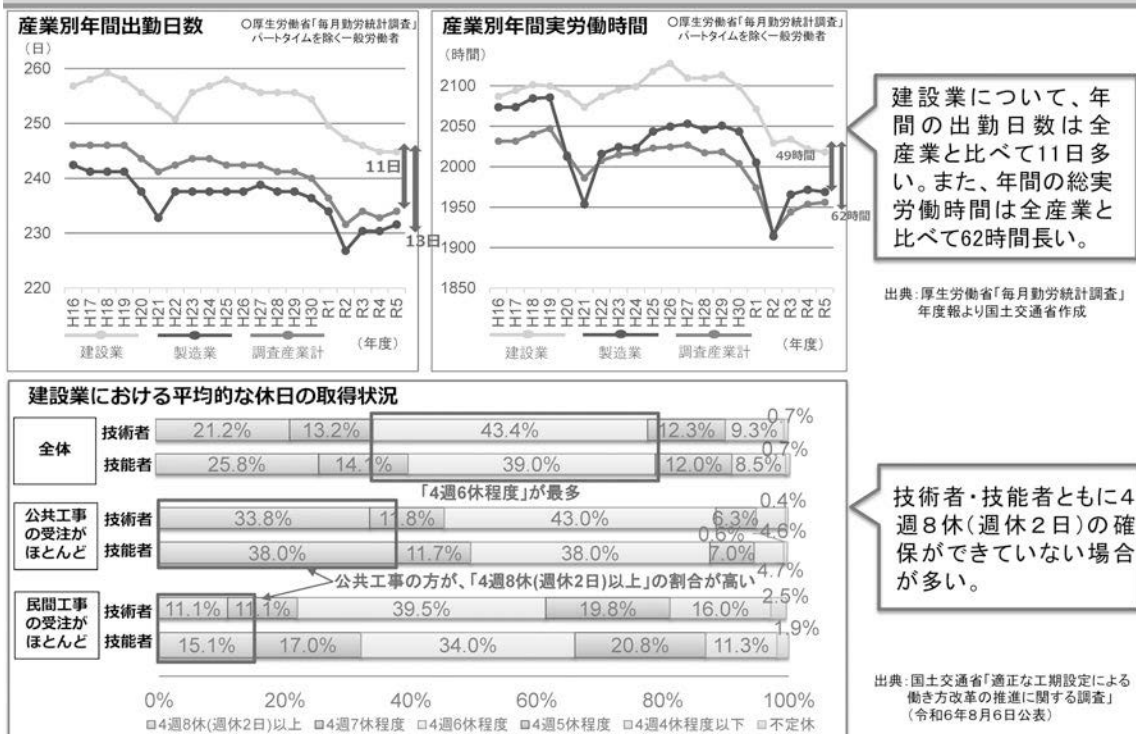
【兼任現場数】

2工事現場以下(令)。なお、専任を要する工事1件と、専任を要しない工事1件を兼任することも可能ですが、両工事とも、兼任の要件を全て満たす必要があります(マ)。

【工事現場間の距離】

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(規則)。なお、移動時間の判断は、通常の移動手

建設業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

図5：建設産業における働き方の現状

段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により判断する必要があります(マ)。

【下請回数】

当該技術者を配置する建設業者が注文者となった下請契約から数えた回数が3まで(規則)。なお、工事途中において下請回数が3回を超えた場合は、兼任ができなくなるので注意が必要です(マ)。

【連絡員の配置】

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)が必要(規則)。なお、連絡員は各工事に置く必要がありますが、同一の連絡員が複数の工事の連絡員を兼任することは可能であり、また、一つの工事に複数の連絡員を置くことも可能です。連絡員に当該工事への専任や常駐は求めません。また請負会社との直接的・恒常的な雇用関係は必要ありませんが、連絡員は当該請負業者が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うことに注意が必要です(マ)。

【施工体制を確認する情報通信技術の措置】

監理技術者等が工事現場の施工体制を情報通信技術により確認できる措置を講じている必要(規則)。なお、当該技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又は

CCUSとAPI連携したシステムが望ましいですが、その他のシステムであっても左記目的に対応したシステムであれば可能です(マ)。

【人員の配置を示す計画書の作成、保存等】

当該建設業者の名称・所在地、監理技術者等の氏名、超過勤務時間の予定と実績、各建設工事の情報、情報通信技術等を記載した計画書を作成する必要(電磁的方法によることも可能)(規則)。なお、国土交通省HPにおいて、計画書の参考様式を公開していますので御参照下さい。

【現場状況確認のための情報通信機器の設置】

監理技術者等が工事現場以外から工事現場の状況を確認するために必要な映像・音声の送受信が可能で情報通信機器を設置している必要(規則)。なお、必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよいため、一般的なスマートフォンやタブレット端末等でも構いません(マ)。

上記は、工事現場の兼任について記載しましたが、改正建設業法では、営業所技術者等が専任を要する工事現場の監理技術者等を兼務できることとなったところ、兼務ができる要件は、工事現場の兼任と基本的に同じ内容です(兼任できる工事現場の数は1工事まで)。

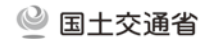
② ICT を活用した現場管理の効率化

ICT の進展や社会全体への普及を背景に、建設工事の施工管理等においてもウェアラブルカメラを始めとする各種技術の活用が進んでいます。また、建設業における働き方改革の更なる推進に当たっては、生産性を向上させることが不可欠ですが、ICT の更なる活用は生産性向上の観点から重要です (図6)。

そこで建設業法・入契法改正法では、特定建設業者及び公共工事の受注者に対しては、ICT 活用による現場管理が努力義務化されるとともに発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、ICT 活用による現場管理に係る下請負人の指導についても努力義務化されました。また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされたところ、改正法の一部施行日となった令和6年12月13日に当該指針も公表しました。同指針では、とりわけ、大規模工事を担い多数の下請業者との取引を行う特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事における工事受注者を主な対象としていますが、担い手確保が喫緊の課題であるところ、全ての建設業者による ICT 活用の生産性向上策への積極的な取組が不可欠であることや、ICT 活用のためには、建設業者だけでな

く、発注者・工事監理者・設計者等の理解も重要であることを記載しています。また、建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、更なる技術開発の必要性といった、建設業者が ICT 活用を進めていく上での、周辺環境の理解・整備の重要性に触れています。その上で、全ての建設業者で経営規模等に応じた ICT 化の取組を進めていただくために、バックオフィスと施工現場の2つに大別し、具体的な方法・留意点をお示ししています。バックオフィスにおける ICT 活用については、施工管理システムを活用した元請・下請間の書類等のやり取りの合理化や、CCUS・建退共電子申請方式の積極的な活用など、多くの建設業者に取り組んでいただきたい内容を紹介しています。また、施工現場における ICT 活用については、下請業者や建設業者間における連携・協働による ICT 活用の推進や、ICT 活用に係る技術者及び技能者の技能の向上など、建設業者が ICT を活用する上で留意すべき点を説明しているほか、幾つかの具体的な ICT 活用事例について紹介しています。ICT 活用事例については、この指針のほかに、実際に建設業者が現場で活用した際の導入背景や活用時の工夫・ポイントを記載した事例集の公表も行っており、この指針や事例集等も参考に、建設業界が ICT 活用に一層取り組むことが強く期待されています。

今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)



<p>(1) 働き方改革</p> <p>① 工期ダンピング※対策を強化 <small>(本項目のみ令和7年施行)</small> <small>※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約 中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告</small></p> <p>○ 新たに受注者にも禁止 <small>(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止</small></p> <p><small>(参考) 工期不足の場合の対応</small></p> <table border="1"> <tr><td>1位 休日出勤</td><td>59%</td></tr> <tr><td>2位 作業員の増員</td><td>58%</td></tr> <tr><td>3位 早出や残業</td><td>40%</td></tr> </table> <small>(出典)国土交通省「適度な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)</small> <p>➡ 違反した建設業者には、指導・監督</p> <p>② 工期変更の協議円滑化</p> <p>契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務 <small>(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)</small></p> <p>契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。 ➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※ <small>※ 公共発注者は、協議に応ずる義務</small></p>	1位 休日出勤	59%	2位 作業員の増員	58%	3位 早出や残業	40%	<p>(2) 生産性向上</p> <p>① 現場技術者の専任義務の合理化</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>(請負額) (従前) (請負額) (改正後)</p> <p>◆ 営業所専任技術者の兼任不可</p> <p>◆ 営業所専任技術者の兼任可</p> <p>(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額</p> </div> <div style="flex: 1; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>【主な条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼任する現場間移動が容易 ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能 兼任する現場数は一定以下 <p><例> 遠隔施工管理</p> </div> </div> <p>② ICTを活用した現場管理の効率化</p> <p>○ 国が現場管理の「指針」を作成 ➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化 <small>※ 多くの下請け業者を使う建設業者</small></p> <p><例> 元下間のデータ共有</p> <p>○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 <small>(ICT活用で確認できれば提出は不要に)</small></p>
1位 休日出勤	59%						
2位 作業員の増員	58%						
3位 早出や残業	40%						

図6：働き方改革と生産性向上

3. 品確法等改正法について

I. 労働者の処遇改善

国は、公共工事の実施者に対して労務費等を含む適正な額の請負代金が支払われ、その従事者に適正な賃金が支払われるよう、請負契約の状況及び処遇確保の措置に関する実態調査を行い、その結果を公表するとともに、必要な施策の策定及び実施に努めることとされました。併せて、公共工事等の受注者は、労働者の能力に応じた適切な処遇の確保に努めることとされました。

II. 労務費へのしわ寄せ防止

労務費へのしわ寄せを防止するため、発注者の責務としてスライド条項の設定やその運用基準の策定、そして価格変動時の適切な契約変更が規定されました。

III. 働き方改革・環境整備

国は、公共工事の従事者に対して適切に休日を与えられるよう、休日付与の実態調査を行い、その結果を公表するとともに、必要な施策の策定及び実施に努めることとされました。

また、国及び地方公共団体は、担い手の中長期的な育成及び確保のため、職業訓練法人等に対する支援や、工業高校と建設業者団体等との間の連携の促進、外国人等を含む多様な人材の確保等に必要環境の整備の促進などに努めることとされました。

併せて、国民の関心と理解を深めるための建設業者団体等と連携した広報・啓発活動の充実に努めることとされました。

さらに、国は、公共工事に関する調査等の資格の評価や制度運用の在り方について検討することが規定され、関連して、測量士等の資格の在り方の検討、当該資格やその養成施設の要件の柔軟化などといった測量業の担い手の確保を目的とした測量法の改正が同時に行われています。

IV. 生産性向上

基本理念として、調査、施工及び維持管理の各段階におけるデータの適切な引継ぎを含む情報通信技術の活用を通じた生産性の向上への配慮が追加されました。

併せて、国は、公共工事等に関する技術の研究機関の機能強化、研究開発及びその成果の普及・実用化の中長期にわたる安定的な推進に努めることとされました。

V. 地域建設業等の維持

地域建設業等の維持のためにはその受注機会の確保が重要です。このため、発注者の責務に、地域の実情を踏まえ、競争参加資格や発注規模等の入札に関する事項を適切に定めることが追加されました。

また、災害発生時には、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施が必要となることから、発注者は、被害状況の把握に必要な知識・経験を持つ者の活用や、復旧・復興JVの活用などに努めることとされました。受注者は当該工事等の従事者の業務上の負傷等に対する補償や第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための適切な保険契約を締結するよう努めるとされ、発注者は、その保険契約の保険料を反映した適正な予定価格の設定に努めることとされました。

VI. 公共発注体制強化

特に市区町村などの発注関係事務を担う職員のノウハウ不足に対応するため、国及び都道府県は、講習会の開催や実施する研修への職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進などを通じて、発注を担う職員の育成支援に努めることとされました。また、国は、各発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、その結果の公表を行うとともに、必要な助言に努めることとされました。

さらに、各発注者は、公共工事の目的物の維持管理を広域的・包括的に行う場合の連携体制の構築に努めることとされました。

関連して、入札契約適正化指針には、入札契約の適正化に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関することを追加することとされ、同指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告をすることができることとされました。

4. おわりに

今回の改正による措置を通じ、建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、建設業が持続可能、かつ新4K「給与が良く、休暇が取れ、希望が持てる」そして「かっこいい」魅力的な産業となるよう、業界の皆様の声を聴きながら、様々な取組を進めてまいります。

また、行政書士の皆様におかれましては、今回の改正内容を御理解いただき、日々の業務に御活用いただけますと幸いです。

日行連と九州地方協議会との連絡会を開催

開催日 令和6年11月30日(土)

場所 宮崎県宮崎市

「宮崎観光ホテル」

出席者 常任会長、原田副会長、
吉田九州地方協議会会長
ほか35名



宮崎観光ホテル「紅の間」において、「令和6年度日行連と九州地方協議会（以下「九州地協」という。）との連絡会」が開催され、日行連からは常任会長と原田副会長が出席し、九州地協からは、同会長の吉田佐賀会会長を始めとする計38名が出席しました。

田村九州地協副会長の司会進行の下、初めに常任会長から、本年度の事業計画と推進状況並びに本年度重点的に取り組んでいるデジタル社会の実現に向けたデジタル庁との連携と対応、行政書士法改正要望に係る取組状況、行政法学者を招聘した「行政書士制度に関する研究会」の成果、内閣府と締結した災害復興支援に係る協定、一般倫理研修の修了状況、月刊日本行政発行の電子化などについて、説明・報告がなされました。

その後、九州地協の各単位会から示された意見・要望事項について、原田副会長から回答があり、デジタル化への対応や大規模災害への対応について活発な質疑応答、意見交換が行われました。日行連における取組と各単位会における課題とを共有する上で、大変有意義な連絡会となりました。

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用に当たっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」「住民基本台帳法」「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を御確認願います。

行政書士制度に関する意見交換会を開催

開催日 令和6年12月5日(木)

会場 東京都港区「第一ホテル東京」

出席者 【有識者】(五十音順・敬称略)

植田 昌也(総務省 自治行政局行政課長)、川合 敏樹(國學院大學法学部教授)、清水 晶紀(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)、多賀谷 一照(一般財団法人行政書士試験研究センター前理事長・千葉大学名誉教授)、中田 和範(日本公証人連合会会長)、平塚 敦之(レオス・キャピタルワークス株式会社 常務取締役)、水野 泰隆(弁護士)、三橋 一彦(デジタル庁統括官付審議官)、山田 洋(一橋大学名誉教授)、山田 正記(弁護士)、山本 修三(弁護士・日本行政書士会連合会理事)、山脇 康嗣(弁護士)

【日行連役員】

常任会長、高尾・金沢・平岡・竹田・原田・田村各副会長、田後・関口両専務理事、宮本・宮元・相羽・有賀・村山・水野・西村・関谷・大塚各常任理事、徳永理事

令和6年12月5日、東京都港区の第一ホテル東京において、行政書士制度に関する意見交換会を開催しました。

有識者の皆様をお招きし、制度の更なる充実・発展に向け、様々な観点から御意見を伺う貴重な機会となりました。

初めに、常任会長から、日行連が掲げる活動理念や基本方針が説明され、併せて法改正やデジタル化への対応等、昨今の取組事例が報告されました。

続いて、行政書士制度に関する意見を広く聴取するとともに、今後の方向性を明確化するための意見交換が行われました。御出席くださった有識者の皆様からは、GビズIDやJグランツといったデジタル手続の代理に行政書士が対応できるような仕組みづくりの必要性、デジタル・デバインドの方への対応や行政の人手不足が加速する中での行政書士への期待、電子公証制度の開始に伴う行政書士への協力願い、行政不服申立ての分野における行政書士の積極的な関与の必要性や特定行政書士による申請数を増やすことの重要性、行政書士ならではの強みや付加価値を作っていくことの重要性、諸外国の動きを見据えた制度構築の必要性、行政書士業務拡大に伴う行政書士の責任の拡大に関する議論の必要性、行政書士の作成する書類の真正性の確保に関する論点、幅広い行政書士業務の対応できるシンクタンクの設立の必要性、行政書士業務の顧問化の必要性など、幅広い御意見をいただきました。



特別倫理研修

令和7年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和7年度の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに搭載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認ください。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修
<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和7年4月11日(金) ～4月21日(月)	令和7年 2月上旬	令和7年2月28日(金) ～3月6日(木)	令和7年 5月7日(水)	令和7年 5月13日(火)
事務研修会 (新規)	6月17日(火) ～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木) ～5月14日(水)	7月17日(木)	-
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会: 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会: 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和7年度専修大学大学院司法研修開講の御案内

<中央研修所>


日行連中央研修所では、平成16年から専修大学大学院と連携して司法研修を開講しています。

令和7年度は、「法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）」をテーマに5日間の集中授業で各回3コマの計15コマで講義を実施します。

近年、いまだかつて経験したことのない災害が多発しています。令和7年度は、高リスク到来社会が提起する行政救済法の課題について、行政法担当の山田健吾教授と、山下竜一教授の2名体制の下で講義を進める予定です。

今後ますます社会的ニーズの高まる業務分野の基本知識として、法律知識をしっかりと習得し、「身近な街の法律家」として国民の皆様の期待に添えるよう、より多くの会員の皆様に御受講いただければと思います（詳細は次ページの募集要項を御確認ください）。

***** 講師御紹介 *****


山田 健吾 教授 (法学部)	《プロフィール》 1993年 専修大学法学部卒業 1999年 名古屋大学 法学研究科 政治学 博士後期課程 単位取得満期退学 現 在 専修大学法学部教授 (担当科目) 「行政法I・II」、「行政救済法I・II」
	

【講師からのメッセージ】

2024年1月1日、能登半島地震が発生しましたが、現在に至るも復旧、復興は十全には進んでいません。8月8日に日向沖地震の発生を受けて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。地震だけではなく、気候変動を要因とする豪雨災害が頻発し、激甚化しています。我が国の災害は自然災害だけではありません。2011年に福島原発事故が発生し、原子力緊急事態宣言が発令されましたが、解除されずに今に至っています。このような中で、原子力施設の再稼働が進行中です。

我が国は、様々な「災害」に対処せざるを得ないわけですが、そのために、災害対策基本法を始めとする災害法制を整備してきました。ただ、災害予防、応急対策、復旧や復興の仕組みが同法制で十全といえるかについて議論のあるところ。政府は、同法制でも対処できない事態が想定されるとして、その事態に対処するためとして、2024年9月に地方自治法を改正し、補充的指示権を法定化しました。

本講義では、現行の災害法制の仕組みを分析するとともに、災害における行政救済法の解釈論上の問題点を整理することを通じて、災害法制の限界とこれを克服するための課題を、皆さんと一緒に考えたいと思います。

山下 竜一 教授 (法学部)	《プロフィール》 1985年 京都大学法学部卒業 1990年 京都大学大学院法学研究科 博士後期課程研究指導認定退学 1990年 京都大学法学部助手 1991年 大阪府立大学経済学部講師 1995年 大阪府立大学経済学部助教授 2002年 北海道大学大学院法学研究科教授 現 在 専修大学法学部教授 (担当科目) 「行政法II」、「地方自治法II」、「警察行政法」
	

【講師からのメッセージ】

今や日本のどこに住んでいても災害に巻き込まれる危険性があるといっても過言ではありません。私も、1995年1月に起きた阪神・淡路大震災では、兵庫県宝塚市の実家が被災し、電車の止まった線路を歩いて救援物資を持って行きました。2018年9月に起きた北海道胆振東部地震では、札幌で3日間停電の中で暮らしました。また、2011年3月に起きた東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、私の研究テーマの一つです。

行政法の分野では、最近、災害法を体系的に解説する著書が出版されてきています。本講義では、私は、行政不服審査や取消訴訟等の仕組みの解説を担当する予定ですが、これらの著書を参考に、災害法を意識しながら授業したいと考えています。

専修大学大学院における令和7年度司法研修 募 集 要 項

本会では、平成16年度から、専修大学大学院の御協力を得て、司法・準司法制度の一角を担うに足る資質の担保を目指して、必要な能力を身に付けるための司法研修を展開してまいりました。令和7年度は「**法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）**」をテーマに開講いたします。

高リスク到来社会が提起する行政救済法の課題について、行政書士業務と関連する講義を行う予定です。

隣接法律専門職種としての位置付けを得ている行政書士が、より一層の法的素養を積み、更なる飛躍を目指す上で意義があり、また、権利義務・事実証明書類の作成等の分野で活躍する行政書士を筆頭に、全会員にとって大変有益と思われるので、多くの方の受講を期待いたします。

本講義は専修大学大学院での正規の授業として実施します。科目等履修生として一般の大学院生と同じ立場で学習することとなりますので、成績や受講態度が悪ければ単位認定されません。誠意と熱意をもって講義に臨まれるようお願いいたします。

なお、最少開講人数（30名）が設定されています。申込者が30名に満たない場合には開講されませんので、あらかじめ御承知の上、お申込みくださいますようお願いいたします。

1. 目的

大学院科目等履修生として高度な専門分野の研究を行い、将来において、司法・準司法制度の一角を担える人材の育成を目指すことを目的とします。

2. 出願資格

出願時点で、大学又は大学院を卒業している会員、若しくは高等学校卒業後の行政書士業務歴を5年以上又は短大卒業後の行政書士業務歴を3年以上有する会員を対象とします。

3. 講義概要

(1) 科目名・単位数及び担当講師

科 目 名	単位数	担当講師
「法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）」	2単位 (15コマ)	専修大学 法学部 山田 健吾 教授 (9コマ) 法学部 山下 竜一 教授 (6コマ)

(2) 受講上の注意

- ①事前に教材と予習範囲が指定されますので、必ず指定された予習をした上で出席してください。また、レポートの提出やテストがあり、総合的評価の結果、単位を取得できない場合があります。出席して講義を聴いているだけの研修ではありません。
- ②厳格な出席管理が行われ、出欠状況が単位認定の評価に影響しますので、御承知おきください。
- ③受講に当たっては、行政書士の品位を保ち大学の秩序を乱す行為をしないよう心掛けてください。
- ④総合的評価の結果に基づき、大学院の単位が与えられます。単位修得者は証明書発行料金（和文400円、英文700円）の負担により令和8年4月以降に単位修得証明書の発行を受けることができます。
- ⑤図書館等の大学の施設利用については、ガイダンスの際に大学側から説明がありますので、それに従ってください。
- ⑥講義では授業内容に関する質問は可能ですが、実務に関する個別の案件についての質問にはお答えできません。

(3) 開講日 (予定)

	講義日程 (予定)
ガイダンス	第1回開講前に実施します。
第1回	令和7年10月18日(土)
第2回	10月25日(土)
第3回	11月1日(土)
第4回	11月15日(土)
第5回	11月22日(土)

■各開講日とも、2～4時限(90分×3展開)の開催となります。

2時限(10:45～12:15)

3時限(13:05～14:35)

4時限(14:50～16:20)

(4) 受講場所

専修大学 神田校舎

東京都千代田区神田神保町3-8(専修大学ホームページ:<https://www.senshu-u.ac.jp/about/campus/>)

(5) 定員

50名程度(所属会不問)

4. 費用

48,000円(内訳:登録料12,000円+履修料36,000円)

※登録料・履修料については、一定の審査を経て入学決定後、本会にお振込みいただきます。本会が一括して専修大学に納入することとしています。

5. 出願方法

会員専用サイト「連 con」(<https://www.gyosei.or.jp/members>)内にある以下の要項を御確認の上、必要書類を整え、期間内に日行連に御提出ください。

日行連ホームページ > 会員ページ(連 con) > 研修・セミナー > 業務関係研修・セミナー
> 「令和7年度専修大学大学院における司法研修の出願方法について」

6. 出願期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月7日(金) <締切日消印有効>

【お問合せ先】日行連事務局研修課
TEL: 03-6435-7330



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

令和6年7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法が変更されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」（以下「会報」という。）は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con（以下「連 con」という。）に掲載していましたが、今回の規則改正により、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととされました。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの会報の発送・電子版の掲載スケジュール

形式	第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）					第二弾（令和7年4月号～）						
	発行日 10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
紙版発送	10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-
電子版掲載	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号

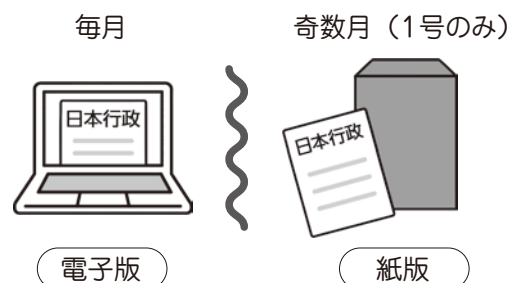
第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



第二弾（令和7年4月号～）

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連 con のリニューアルに伴い「連 con に会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。



配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用ください。

「月刊日本行政」 電子版の掲載に係る メール通知の受取方法

会員専用サイト「連 con」の利用登録

利用登録あり

利用登録なし

- ① ログイン (ID・パスワードを入力)
- ② マイページ (ログイン後にマイページに遷移)
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

「ログインページ」の「利用登録」ボタンから利用登録をお願いいたします。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



利用登録後

ログインページ



① ID・パスワードを入力後ログイン

② マイページ



③ 変更する

変更画面



④ 「受け取る」に変更

⑤ 保存 (保存完了後マイページへ遷移します)

※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、所属単位会を経由して日行連に御連絡ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参照ください。

1 受講・修了期限(初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例：令和7年1月1日に登録⇒令和7年4月30日まで)。

【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例：令和7年1月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日)

2 受講方法

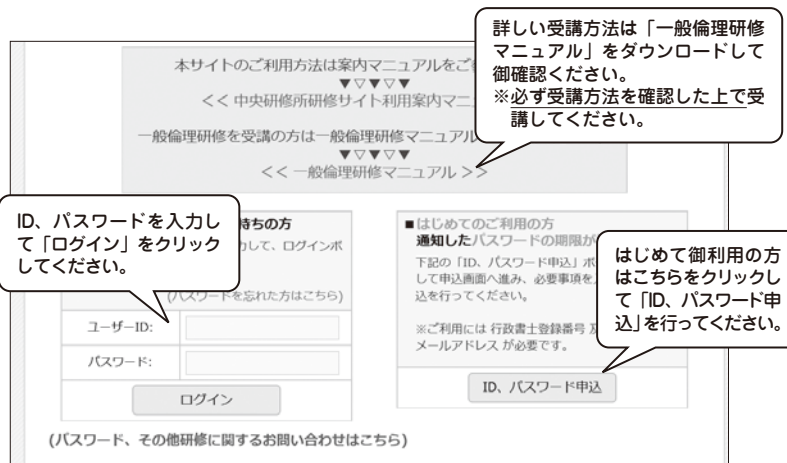
①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。



③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリックした後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県

行政書士会

被災地・輪島市での広報月間無料相談会開催



石川会では、毎年10月の行政書士制度広報月間に合わせ、県内にある5支部が地域のショッピングセンターや主要な施設などで、それぞれ無料相談会を開催しています。

その5支部のうち、奥能登の2市2町を管轄する輪島支部は、令和6年1月の能登半島地震によって活動に特に大きな影響を受けました。9月には豪雨災害もあり奥能登地区は更に甚大な被害を受け、10月の広報月間無料相談会の開催も危ぶまれていましたが、県内5支部が協力して会員を派遣し、地元ショッピングセンターの御厚意もあって、相談会を開催することができました。

相談会は、日曜の午後のみと時間を限った開催となりましたが、様々な制約のある中で7組の相談者が来場されました。生活全般の困りごとや相続、農地転用など様々な相談に対し、各支部から派遣された相談員が親身に応じていました。

特に震災に関する相談では、どのような支援を受けられるか利用できる支援制度について聞きたい、住宅を修理して住み続けるか・解体すべきか等、復旧・復興ははまだ道半ばであると痛感せずにはおれませんでした。

震災や豪雨災害による影響はまだまだ色濃く残っておりますが、今後も県会と各支部が連携を取りながら、会員一丸となって県民・市民の皆様への支援活動が続けていけるよう尽力してまいります。



福岡県

行政書士会

「福岡県外国人材活用サポートページ」を開設！



福岡会では、令和元年から「福岡県外国人材受入企業等支援事業」を福岡県から受託し、行政書士会館内での相談受付（常設）や相談会の開催、各種セミナーを行ってきましたが、この度、その事業の一環として令和6年10月31日に専用のホームページを開設しました。

サイトでは、外国人材が適正に就労できるよう、法令や雇用管理についての紹介や情報発信を行い、また、事業主が遵守すべき法令や在留手続についての動画を「オンデマンド講習」として掲載しています。

さらに、本事業の中で「外国人材受入のためのガイドブック」を発刊し、これまでも入管やハローワーク等の外国人関係機関に置いていただき大変好評をいただいていたのですが、本サイトからも改訂版を閲覧・ダウンロードができるようになりました。

事業者の皆様の外国人材活用をサポートできるよう、どんどん情報発信を行ってまいります。

・「福岡県外国人材サポートページ」<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/>



・「外国人材受入のためのガイドブック（2024年10月版）」<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/guidebook/>



埼玉県

行政書士会

埼玉県警本部と高齢者講習センターにおける
無料相談窓口設置に向けた協定締結

令和6年11月7日に埼玉県警本部と埼玉会は、さいたま市岩槻区にオープンした「岩槻高齢者講習センター」内における無料相談窓口設置に向けた協定を締結しました。高齢ドライバーの増加に伴い、運転免許更新手続を行う専用施設としては全国初の開設です。

同センターはオープンして半年間で既に2万人以上の県民が利用しており、相談窓口としての需要が見込まれています。相談を行うブースは正面玄関入口からすぐの目立つ場所に位置します。相談内容としては、日頃の無料相談会で多数を占める相続・遺言・成年後見や空き家、外国人のほか、警察機関内ということから交通事故や内容証明、告訴、生活保護といった案件も視野に入れています。相談者の多くが高齢者であるため、特殊詐欺や闇バイトに対する注意喚起も行います。また、県警側からの要請で、相談の中で犯罪被害が疑われるような事案があれば県警へ情報提供もしてまいります。

おそらく警察機関内へ行政書士を相談員として定期的に派遣する事業は全国初ではないかと思われます。相談スペースには当会の活動や行政書士の魅力をPRするスペースも十分にあるため、本事業は当会でも今後の広報手段として大きく期待しています。同センター内には、行政書士関係のポスター等が掲示されており、行政書士が行うADRについての問合せも既にありました。

現在、本相談窓口を本年度中に開所すべく準備を進めています。



山梨県

行政書士会

都県境を跨いだ支援を可能とする大規模災害時
被災者支援協定を締結

令和6年12月9日に山梨会は、県北東部の都県境に位置する丹波山村と東京会の3者による大規模災害時の被災者支援協定を締結しました。

本協定は、丹波山村の地理上の位置あるいは生活圏域を勘案し、東京会を含む都県境を跨いだ協定とすることで、当会行政書士が交通遮断、業務量過大などにより、直ちに丹波山村に赴けないときには、東京会の支援も得られる協働支援体制となっていることが特色です。

同村は、雲取山や大菩薩嶺などの山々に囲まれ、東京の水源の一つである多摩川の源流が流れており、水源林の管理を東京都水道局が担うなど、都民の生活とも密接な関わりがあります。

締結式で木下喜人村長は「能登半島地震の被災地の輪島市で被害の状況を聞き、災害時の備えの重要性を感じた。村の立地や体制を考えると、災害時に両会の協力が得られることは心強い」と述べ、有賀一雄当会会長は「村までの所要時間、交通状況を考えると東京会の支援が得られる協定は大変意義がある。災害時に住民の生活立て直しに貢献できるよう備えていきたい」と話しました。また、宮本重則東京会会長は「東京会は東日本大震災や能登半島地震など大規模災害の支援に取り組んできた。本協定において山梨会での支援が困難な状況の場合、東京会としても丹波山村をしっかりと支援したい」と話しました。

今後も当会は、地域の事情に応じた支援ができるよう研鑽を積んでいくとともに、支援体制の構築を進めてまいります。



愛知県

行政書士会

司法研修実施のお知らせ



日行連が目指す司法・準司法制度の一角を担うに足る資質の担保について、必要な法律知識と業務能力を付けていただくため、平成17年度から日行連と名城大学との合意により、名城大学大学院法学研究科科目履修を開講し、人材育成を目指しています。

令和7年度は、民法2、民事手続法2を開講します。単位修得が可能であり、業務に活用できる講義を開講しますので是非受講されますよう御案内申し上げます。

詳細については、愛知会へお問い合わせください。

《実施要項》

履修科目：①民法2（債権総論） ②民事手続法2（民事執行・保全法）

出願資格：修了年限4年以上の大学を卒業した行政書士会員、又は行政書士経験3年以上の行政書士会員（この場合は日行連の推薦状が必要）

開催方法：ハイブリッド開講（対面遠隔併用、受講方法は大学から案内）

諸費用：1) 入学検定料：17,500円 又は 継続検定料：10,000円

2) 学費：1科目（2単位）で57,200円

2科目の場合は114,400円

開講日時：民法2（債権総論）

金曜日の2～4時限（1科目15時限で2単位）

4月25日、5月9日、30日、6月6日、27日

民事手続法2（民事執行・保全法）

土曜日の2～4時限（1科目15時限で2単位）

4月26日、5月10日、31日、6月7日、28日

※2時限10:50～12:20、3時限13:10～14:40、4時限14:50～16:20

申込方法：当会へお問い合わせください（TEL 052-931-4068）

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

VOD 紹介「遺言・遺言執行・死後事務委任等について」

～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は、業務研修〈民事法務〉「遺言・遺言執行・死後事務委任等について」を紹介します。

本研修は、高齢者に対する法的支援の観点から、遺言の作成・遺言の執行・死後事務委任について、また、行政書士が関わる遺言を始めとする各種の契約書の作成について、御講義いただいています。

講師の小島様は公証人の立場から、任意後見契約・遺言・信託契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約等作成・検討に当たり、公証人を活用する方法や公証役場の利用の仕方などが紹介されています。行政書士が関わるケースとしては、直接依頼を受けて実行する場合と家族本人が受任者や遺言執行者となってアドバイスや代理を依頼される場合等がありますが、様々なケースを分かりやすく御説明いただいています。

依頼者のためのより良い実務の参考となるだけでなく、この分野における知識の向上につながる研修となっていますので、この機会に是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

✎ 講師プロフィール

小島 浩 (こじま ひろし) 様

元神田公証役場公証人

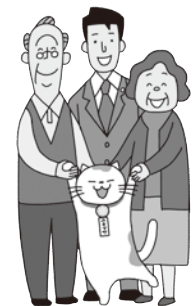
(平成 26 年 7 月 16 日から令和 3 年 9 月 7 日)

✎ 講義時間

約 1 時間 25 分

✎ 受講料

無料



● 研修の主な内容

- 遺言の種類、類似制度、周辺制度
- 公正証書遺言を作成する際の実際の手続の流れ、遺言の必要性が高いケース
- 公正証書遺言のメリット・デメリット、相続・遺贈の内容
- 相続・遺贈の内容、付言、留意点
- 遺言執行、死後事務委任、相続法改正

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修>民事法務>
〈民事法務〉遺言・遺言執行・死後事務委任等について」を選択し、該当講座を受講。

※この VOD に関連して御講義いただいた業務研修〈民事法務〉「任意後見について」についても併せて御視聴くださいますようお願いいたします。



↑ 研修サイト QR コード

第38回 公正証書作成以外の業務について

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、公証役場における公正証書作成以外の業務について検討していきたいと思います。



ユキマサくん

明日は立春だけど、まだまだ寒い日が続くね。

そうですね。昔の人は、寒くて衣を重ねて着ることから2月のこと衣更着(キサラギ)と言ったんですね。暦を読むにも少し趣があっていいですね。



ミネルヴァくん



そうなんだね! ところで、公証役場の仕事としては、公正証書を作成するほかにどのような業務があるのかな。

第12回で登記識別情報を紛失した場合にそれに代わる委任状の認証についてお話しし、第27回で定款作成支援ツール(48時間処理用)で、定款認証のことをお話ししましたが、これらの仕事を含め、私署証書(作成者の署名又は記名押印のある私文書)の認証(公証人法1条2号、58条、58条ノ2)、確定日付の付与(民法施行法5条)があります。今回は認証について考えていきましょう。



認証という言葉はあまり聞き慣れないけれど、どういうものかな。

一言で言うと、文書の成立を公の機関(公証役場)が証明することです。



文書の成立って?

文書の作成名義人の意思に基づいて作成されたことを意味します。必ずしも自署に限りません。第三者が署名した場合でも本人の意思に基づく場合は文書の成立が認められます。



認証を受けるためには作成名義人自身が公証役場に行く必要があるのかな?

确实なのは、作成名義人が公証人の面前で自署することです(「面前認証」といいます。)。既に署名した書面を本人が持参して、これは自分で署名したものであることを公証人に対して述べる「自認認証」もあります。作成名義人が来られない場合には、「代理認証」という認証ができます。この場合、代理人が公証役場に来て、名義人本人が自署したものであることを公証人に述べること、本人の印鑑登録証明書付きの委任状が必要です。そのほか、例は多くないのですが、謄本が原本に符合することを公証人が認証する「謄本認証」もあります。本人が記載内容が真実であることを宣誓して行う宣誓認証もあります。宣誓認証では、私文書につき本人の意思に基づいて作成されたことを認証するとともに、その記載内容が真実、正確であることを作成者が表明した事実をも公証するものとなります。宣誓認証した内容が真実でない場合は過料の制裁を受けることがあります。



いろいろな認証があるんだね。実際に、どういう認証が多いのかな?

公証役場で取り扱う大半の認証が外国文認証です。これは、①外国語で作成された私署証書に対する認証、及び、②日本語で作成され外国において使用される私署証書に対する認証のことです。中でも②の認証が多いのが実情です。



要するに外国向けの文書の認証のことだね。

そうですね。例えば、外国に住む人に対する委任状に署名をし、公証人がそれを認証するような場合です。





日本の戸籍謄本や住民票などに認証することはできるのかな？

外国の官庁や会社に提出するために会社の登記事項証明書や戸籍事項証明書等の認証が求められることがありますが、これらは公文書なので、公証人が認証をすることはできません。



そうしたら、どうすればいいの？

囑託人が「宣言書 添付されている書類は○○○○であることを相違ありません。署名○○○○」という書面を作成してこれらの公文書を添付するという方法があります。公証人が認証するのは、公文書が官吏によって間違いなく作成されたことではなく、囑託人が行った宣言書の署名が本人の意思に基づいたものであることについてです。



海外の会社に就職するため、あるいは海外の大学に入学するために日本の高校や大学の卒業証明書や成績証明書などを提出することもあるんじゃないかな？

そのとおりです。



その場合、高校の校長や大学の学長が認証をするために公証役場に来なければいけないのかな？

校長や学長の協力を得るのは難しいと思いますので、その場合には、公文書のときと同様に、囑託人による宣言書を付けるという方法で認証をすることになります。



卒業証明書や成績証明書について、「開封無効」などと記載されていることがあるけど、その場合は、公証人は開封しないで認証するのかな。

公証人は、内容を確認しないで認証することはできませんので、囑託人にその旨を告げて開封した上で認証します。



パスポートを認証することもあるの？

はい。海外との取引に際し本人確認資料等のため、パスポートの認証が求められることがあります。パスポートに関しては、偽造パスポートが相当数あり、認証が悪用されるおそれがあるため、認証に当たっては、必ず、原本を確認する扱いとしています。もっとも、パスポート自体は公文書なので、前に述べた宣言書を添付する形になります。本人が公証役場に来られないときに代理認証も認めています。その場合でもパスポート原本の持参は必須です。



外国向けの私署證書が認証されたら、すぐにその外国で通用するのかな。

文書が海外の送り先で問題なく受け入れられるためには、その文書が真正に作成されたことが、相手方において容易に確認できなければなりません。①公証人の認証を受け、②当該公証人が所属する法務局長から当該公証人が認証したことの証明を受け、③外務省において当該法務局長の公印が間違いのないことの証明を受け、④最後に提出先国の駐日大使館（領事館）の証明を受けるのが原則です。



ずいぶん大変なんだね。

二重、三重の証明手続は煩雑なので、簡素化を図るため、ハーグ条約が結ばれ、条約の加盟国間において、外務省のアポスティューユ（外国に提出する公文書の作成名義につき、それが真正であることを当該国の権限のある当局（外務省）が証明し、発行する証明書のことです。）が付されていれば、送り先国の領事認証を得ることなく送り先国で通用する文書になることとされています。そして、我が国でも、現在のところ、東京、神奈川、大阪、愛知、静岡、札幌、宮城及び福岡の各法務局において、アポスティューユ付きの認証を受けられ、送り先国の領事認証を省略することができるようになってきました。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは、ミネルヴァくんに教わったことをまもる先生に報告しました。まもる先生とユキマサくんは、近くの神社で行われる節分の豆まき大会に出掛けました。



まもる先生

ODR推進とデジタル社会

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 本部員 船阪 悟

本誌 2024 年 11 月号から 1 月号 (No.624 ~ 626 号) までは「特定和解」についての考察が続いていましたので、今回は ODR (Online Dispute Resolution = オンラインでの紛争解決) の視点からお話をいたします。

1 ODR 普及がもたらすメリット

ODR を導入することは国民に多くのメリットをもたらします。

まず、スマートフォン、タブレット、PC などの様々なデバイスからアクセスができるため利便性が飛躍的に向上し、それは地理的制約と時間的制約が解消されることとなります。つまり、調停場所に出向かなくても自宅や職場など慣れた環境で調停手続を進めることができ、近くに調停機関がない場合や外出に支障がある方でも容易に利用することができるようになります。また、書類提出や手続をオンラインで進めることができ、オンライン会議やチャット機能により対話が迅速に進むため、合意形成がスムーズに行われ、解決までの時間が短縮されることが期待されます。

しかし、ODR 導入の効果はこれだけではありません。それはデジタル技術の進歩が市民生活に与える影響とそれに伴う変化に密接にリンクしていきます。

① タイピング支援技術の進歩

専用のデバイスやソフトウェアにより、様々な障害を持つ人々がテキスト入力を容易に行えるようになりました。例えば、視線追跡型の入力支援により視線やジェスチャーでテキストを入力できる環境が整っています。

② リアルタイム音声認識システムの進歩

音声を変換できる技術の進歩により手を使わずに文章を作成できる環境が整っています。通常の会話だけでなくプレゼンテーション支援にも応用されています。

③ 音声合成技術

高品質な音声合成技術により自然な発音でテキストを読み上げることができるようになりました。ディープラーニングを活用したモデルが登場しており、従来の音声より自然で感情豊かな音声の合成が可能となっており、声の抑揚、速度、感情を細かく調整できる機能が一般化しています。近年では無料のボコーロイドでさえ表情豊かにいくつものキャラクターを使い分けることができるようになっています。

④ 多言語対応

多くの音声合成ソフトが複数言語に対応しており、異なる言語を話す当事者間でもコミュニケーションを円滑に進行させることが可能となっています。

現時点でこれらの技術は高い水準で実用化されており、このような技術を複合的に導入した ODR を実装することは、身体的制約を持つ当事者の証拠提出や議論を容易にし、様々な背景を持つ人々

に紛争解決の手段を提供することを可能にします。

「機能支援技術」の進歩は、それまで介助者や補助者なしに社会進出が難しいとされていた人々に、多種多様な活躍の場を提供することを可能としました。例えばeスポーツやデジタルコンテンツの世界では、多くの人々が年齢・性別・言語的背景・身体の障害の有無などの区別なく活躍しています。しかしその多様な層の社会進出は、彼らが様々なトラブルに直面する可能性があることも意味します。

ODRの普及は、社会全体で紛争解決へのアクセスを向上させ、公平性・効率性・利便性を高めることとなります。そのことは、今まで介助者や補助者なしで紛争解決の手段を利用することが難しい背景を持つ人々に対しても、その手段を提供することを意味します。

様々な理由で社会進出を阻まれてきた人々に、新しい紛争解決手段を提供するということが彼らの活躍を支援する、ということは行政書士にこそふさわしい役割です。

身近で頼れる「街の法律家」として、長年にわたり地域住民に寄り添い、地域の人々のビジネスから日常生活までを支える重要な役割を担ってきた我々行政書士が「ODR」というアイテムを手にすることで、より多くの人々に対して安心して利用できる紛争解決手段を提供できることになるのです。

また、ODRの普及を推進することは、我々行政書士が「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に直接貢献できるアイテムを手にすることを意味し、デジタル社会の実現に大きな役割を果たすことになると思います。

2 今後の課題

今後はオンライン環境での調停に特化したスキルの向上を目指す研修プログラムの構築や、会員向け技術サポートの整備、デジタルデバインドに直面する人々のアクセスをサポートする運用方法の検討などが必要になってくるでしょう。

各種支援機能を搭載した独自のODRプラットフォームが開発・構築されることが理想ですが、それほど遠い未来の話ではないかもしれません。

私個人としては、ブロックチェーン技術を応用した本人性や文書の真正性の担保が実用化されODRのプラットフォームに実装されることを期待しています。

行政書士ADRセンターだけでなく、他のADR認証機関においてもODR導入が進んでいるわけはありません。我々行政書士がODRの技術基盤を整備し他の認証ADR機関へ提供することでODRの導入障壁を下げることができ、そのことがODR（とADRそのもの）の普及を促進することにつながると考えます。

行政書士が全国に張り巡らしたネットワークを活用したODR拠点を整備して他の認証ADR機関とオンライン調停のノウハウを共有し、自治体や業界団体が運営する相談機関、他の認証ADR機関との連携を深めることは日本の紛争解決の新たなステージを切り開く可能性を生み出すでしょう。

「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現は、「デジタルデバインド」を全て解消するということの意味しているのではなく、むしろ「デジタルデバインド」に直面する人々が新しいデジタル社会の恩恵を公平に享受できる社会を目指すということだと考えています。

ODRの普及はオンライン調停と対面型を併用したハイブリッド型の紛争解決を提案することを可能にします。日本全国の行政書士が日々の業務で培ったノウハウを生かし、「デジタルデバインド」にもそうでない人にも、等しく国民に新しい紛争解決のツールを提供する。そんな未来がODRを通して見えてくるのではないのでしょうか。

秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人 (54 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (25 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

受験勉強開始当初から、特定行政書士になることを目指して勉強し、見事に学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

「なんだよそれ。こんなの普通だろ。」

照れ隠しなのか、少しぶっきらぼうに言いながら野村はスマホを手に取った。

「確かに。野村先生って中島先生と違って、いつもクールであんまり笑わないイメージだから。それがこんなに目を細くして笑ってるなんて。なんだか、新鮮だけど、安心したわ。野村先生も人間だったのね。」

「ちょっと、麻衣先生。勘弁してよ。」

照れながらもまんざらではなさそうだ。

「なるほど。この人と結婚したいわけだね。それで、何か、問題があるのかな？」

仕切り直すように山田所長が問いかけた。

「はい。彼女は今、留学生として日本に来ています。お姉さんは知り合いの社長の奥様で日本にいます。結婚するとすると、日本と彼女の本国で結婚手続が必要です。そこで、まずは日本での結婚手続をしようと思っているのですが、そのためには彼女の身分関係を証明するものが必要なんです。例えば戸籍とかです。」

野村の話聞きながら、3人の行政書士はそれぞれに頭の中で情報を整理しながら、知識を探していた。

行政書士の主要な業務の一つに、外国人の入管手続について申請人本人に代わって申請書を提出する申請取次業務がある。本来であれば、日本に滞在する外国人が在留資格を得たり、変更したり、在留期間を更新したりするためには、本人が入管に出向かなければいけないことになっている。本人確認のためであるのはもちろんだが、不法滞在者とならないように直接本人を指導する場としての効果もあるようだ。

その例外として、申請取次の制度がある。外国人を受け入れる大学や企業の職員が、所属する外国人に代わって、まとめて入管手続ができる制度だ。そのためには、担当する職員が一定の研修を受ける必要があるが、在留資格の更新のために仕事や学校を休む必要がなくなるため、本人にとっても便利な制度だ。

この制度を土業として先駆的に担ってきたのが、行政書士である。一定の研修を受講して、入管への届出をすることで、いわゆる申請取次行政書士になることができる。申請取

第二十一話：～引き継ぐべきもの～

夕方の山田事務所の所長室で、若手行政書士の中島と野村、そして山田親子が応接セットで向き合っていた。テーブルに置かれたスマートフォンを全員で覗き込んでいる。

「はあー。これは本当に美人だね。」

ため息混じりにしみじみとつぶやく山田所長を、娘の麻衣が肘でつついた。

「ちょっと、パパったら、鼻の下が伸びてるわよ。」

テーブルに置かれた野村のスマホには、婚約者の写真が映し出されていた。そこには、微笑む東欧系の女性と、満面の笑みを浮かべる野村がいた。

「野村先生も、こんなふうに笑うんだ。」

思わず中島がつぶやいた。



次行政書士は、国際的な人材交流を円滑にするためにその重要性が認められた制度であり、日本の入管制度にとって無くてはならない制度となっている。

「最近、弁護士さんの申請取次も増えてきてるみたいね。入管で弁護士パッチを着けた人も見かけるしね。」

行政書士の申請取次と並んで、弁護士も申請取次ができるようになった。司法制度改革で弁護士の数が増えたことも要因の一つといわれているが、最近では申請取次の分野に参入できるように動いている他の士業団体もあるらしい。

いずれにしても、本人の代理人ではなく、あくまでも取次である点では、行政書士も弁護士も同じ立場である。

麻衣を含めてそこにいる4人全員が申請取次の資格を持っている。ピンクカードと呼ばれる取次者であることの証明書を持っている行政書士は、意外と多くない。バブル期に増えたオーパーステイの外国人に対する不安感が根強く残っていることもその原因のようではあるが、行政書士ならば当然と思われる入管業務を避ける者も多い。

「山田先生。そもそも申請取次の資格を持たない行政書士が多いのは意外です。」

行政書士に登録したの頃に、中島は山田先生に聞いたことがあった。

「そうなんだよ。せっかくの制度なのにね。先輩方が血眼になって勝ち取った制度なのにね。」

少し寂しそうな山田の表情を思い出して、中島はハッとした。

それは、特定行政書士の話をしたときのことだった。

「行政不服審査って、そんなに件数もないし、仕事になりませんかねえ。」

「特定行政書士になっても仕事につながらないから意味がない。」そんな雰囲気か漂っていたためか、特定行政書士になる数は、当初期待していたほどではなかった。その雰囲気は今でもある。

新人研修の担当講師でさえ、「特定行政書士は意味がない。」などと公言する者もいると聞いている。

しかし、行政書士法の改正は大変な労力がいると聞いたことがある。きっと現在に至るまでには、たくさんの先輩方が自分の仕事そっちのけで取り組んできたに違いない。いろんな人に頭を下げて、嫌な思いもしたに違いない。悔し涙を流したに違いない。それでもやり遂げてくれた。そのおかげで、今の行政書士がある。そんな苦労も知らない自分たちが、そんな簡単に「意味がない。」なんて言っているはずがない。

そんな思いを持っていたから、山田先生は僕たちにいろいろな話をしてくれていたんだ。先輩たちの熱い思いを忘れず

に引き継ぐために、いつも話をしてくれていたんだ。

「山田先生！ありがとうございます！」

中島は思わず叫んだ。

「おいおい、びっくりするなあ。なんだね、突然。」

「いや、いろんなことを考えてたら、こんなふうに皆で話ができることが、とてもありがたくなってしまいました。」

「そうよ。ありがたき思いなさいね。」

「こら、お前が言うな。」

皆心から笑った。

「ところで、野村君の件だが、つまりは、こういうことだね。」

山田のまとめによると、野村の婚約者の本国は、現在紛争状態にあるため日本からの渡航が禁止されている。そのため、本国での婚姻手続を行えるか不明である。また、戸籍制度がないため、日本の役所に婚姻届を出すために必要な証明書が取得できるかが不明である。といった問題があった。

「そうなんです。僕自身、申請取次業務としてもこんな経験したことがなくて。どうすればいいでしょうか。」

いつもクールな野村が珍しく不安げな表情を見せた。

「ちょっと。野村先生らしくないじゃない。ここに腕のいい行政書士がそろってるんだから。いい方法なんていくらでもあるわよ。ねっ、山田大先生。」

麻衣に茶化されながら、山田が続けた。

「確かに、入管業務は行政書士の他の業務とは違う点があるね。それは、法律だけではなく、国と国との問題、つまり政治情勢が影響するってことだね。だから、法律だけでは解決できない分野ってことさ。最近では弁護士さんも申請取次業務に参入してきたし、この分野では、弁護士も行政書士も同じ業務ができる。でも、申請取次は我々行政書士の先輩方が他の士業に先駆けて築きあげてきたものなんだよ。だからこそ、この資格をフルに活用して全力を尽くさなくちゃだめだ。諦めずに情報を集めて、解決の糸口を見つけよう。」

山田の言葉に野村も元気を取り戻したようだ。

「申請取次は、行政書士にとって大切な制度なんだ。入管との信頼関係があるからこそ認められた制度であることを忘れないようにしないとね。」

「はい。もう、パパったらいつも同じ話なんだから。」

「こら。それくらい大切な制度ってことなんだから、真剣に聞きなさい。」

軽い親子喧嘩をしながらも、同じ仕事について、知識や経験を次世代に引き継いでいこうとする山田親子を見ながら、中島は胸の奥が温かくなっていくのを感じていた。

行政書士達の奮闘は続く。第二十二話、乞う御期待！





登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内

「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

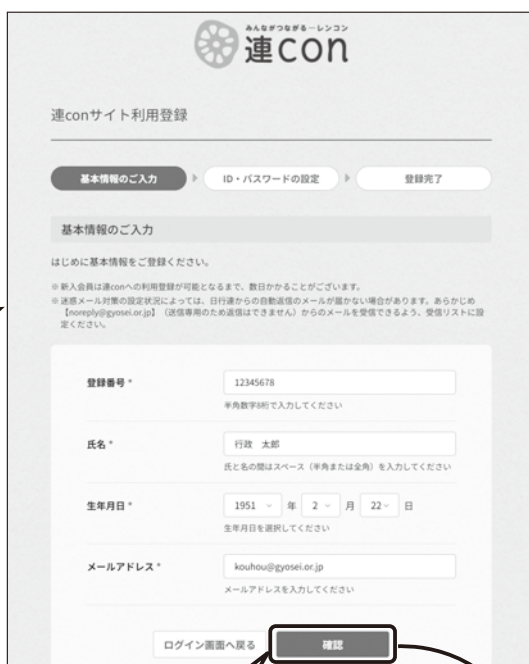
①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面



③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③遷移先の画面にてログインID・パスワードを設定し本登録完了！（ログインに成功すると、最初に御自身のプロフィール画面が表示されます）

④「連con」プロフィール画面



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単体会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2024」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に令和2年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事を掲載しましたので、是非御覧ください。

行政書士は、どんな場面で活躍するの？

大抵な業務づくりの仕事、商標の仕事、法律に関する仕事

行政書士は、頼れる街の法律家。私たちの生活のさまざまな場面で活躍します。行政書士の仕事について、日本行政書士会連合会に載せてもらいました。

私たちが暮らしのさまざまな場面で、法律の専門家として活躍するよ。

行政書士が扱う書類は、1万種類以上もあるや！

国や地方の役所に提出するための書類を作る人

行政書士というのは、その文字のとおり、行政に提出するための書類を作る人といえる。法律などの専門知識を生かして私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれています。どんな場面で行政書士が活躍するのを見てみましょう。

社会的役割として
契約書の作成
契約書の作成は、契約の当事者間の権利義務を明確にするために不可欠な作業です。行政書士は、契約書の作成を通じて、社会的な信頼を醸成しています。

マンパワーを
描いてみた
行政書士の業務は、多岐にわたります。契約書の作成、登記申請、相続手続きなど、さまざまな分野で活躍しています。

手に入れた！
自動車の登録など
自動車を購入したら、必ず登録する必要がある。行政書士は、その手続きをサポートして、ドライバーの生活を支えています。

人に近づけた！
裁判外紛争解決手続（ADR）
ADRとは、裁判外で紛争を解決するための手続です。行政書士は、ADRの進行をサポートして、当事者の生活を支えています。

外国人と結婚
在留許可、帰化などの申請
外国人と日本人と結婚し、日本の生活を送りたい場合は、在留許可や帰化などの申請が必要になります。行政書士は、これらの申請をサポートして、外国人の生活をサポートしています。

結婚結婚の複雑な手続きを
寄り添えよう！
結婚は、人生の大きな転機です。行政書士は、結婚の手続きをサポートして、夫婦の生活をサポートしています。

会社を
つくる
定款などの作成
会社を新しく立ち上げたい場合は、定款などの作成が必要になります。行政書士は、定款の作成をサポートして、会社の設立をサポートしています。

家を
建てるよ
建物の利用や土地の利用に関する相談
家を建てる際には、建物の利用や土地の利用に関する相談が必要になります。行政書士は、これらの相談をサポートして、家を建てるためのサポートを提供しています。

家を
紹介
賃貸手続のサポート
賃貸手続は、生活の大きな転機です。行政書士は、賃貸手続をサポートして、生活をサポートしています。

お店を開く
お店を開く夢をかなえて！
お店を開くには、さまざまな書類の作成が必要です。行政書士は、お店を開くためのサポートを提供しています。

行政書士は、頼れる街の法律家です。

行政書士は、2024年4月現在で、全国約5万人います。行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者です。国家試験を受けて合格すると、行政書士になることができます。法律専門知識以外にもありますが、行政書士は幅広いさまざまな手続きを行うことができ、自分の得意分野や関心を持けるのが魅力です。行政書士の仕事は、みなさんの生活のさまざまな場面に生かされています。何かあったら、ぜひみなさんの街の行政書士をお探しください。

日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも
分かりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2023年度実績— 協賛：108社 寄贈：72,250部

朝日新聞社・朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



3日

火

許認可業務部 農地・土地利用部門会議

【協議事項】

- (1) 農業委員会中立委員行政書士との意見交換について
- (2) 測量研修について
- (3) その他

法規監察部会

【協議事項】

- (1) 次年度事業計画及び予算について
- (2) その他

10日

火

登録委員会(～11日)

【登録審査】

- (1) 審査件数(127件)
- (2) その他

経理部会(～11日)

【協議事項】

- (1) 次年度経理部予算(案)について
- (2) 次年度全体予算(案)への対応について
- (3) 会費規程の見直し検討について
- (4) 監査指摘事項等の確認について
- (5) その他

4日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～5日)

【合議事項】

- (1) 令和7年新年賀詞交歓会におけるスローガンについて
- (2) (一社)外国人留学生高等教育協会及び(一社)国際人流振興協会からの後援名義
- (3) 次年度行政書士制度 PR ポスターモデルについて

11日

水

法務業務部会

【協議事項】

- (1) 全国空き家対策担当者会議について
- (2) 日公連との連携について
- (3) 行政書士賠償責任保険について
- (4) 預り金に関する規則案について
- (5) 総務省通知について
- (6) VOD・セミナーについて

申請取次行政書士管理委員会

- (1) 責任者会議の開催について
- (2) 東京入管・警視庁・日行連の三者協定書案について
- (3) 異議申立案件について
- (4) 申請取次関係研修のWEB化について
- (5) 次年度中央研修所事業計画案の策定について
- (6) その他

総務部会(～12日)

【協議事項】

- (1) 本年度事業執行スケジュールについて
- (2) 一般倫理研修の再収録について
- (3) 定時総会及び地協連絡会での意見・要望について
- (4) 諸規則の改正について
- (5) 職務上請求書全国担当者会議について
- (6) 生命保険会社からの業務委託について
- (7) 綱紀事案の手続基準について
- (8) FATF相互審査に向けたモニタリング方針の策定について
- (9) 次年度の研修について
- (10) 単位会からの照会について

5日

木

法改正推進本部会議

【協議事項】

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

行政書士制度に関する意見交換会

12日

木

規制改革委員会

【協議事項】

- (1) 防災・デジタル化・罹災証明の統一について
- (2) その他

法務事務・成年後見部門とコスモスとの合同会議

【協議事項】

- (1) 成年後見制度の全国的普及について
- (2) 共催事業について
- (3) その他

24日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(124件)
- (2) その他

25日

水

改正行政書士法対応委員会(～26日)

【協議事項】

- (1) 特定行政書士制度の推進について
- (2) 次年度事業計画及び予算について

16日

月

全国空き家対策担当者会議

17日

火

デジタル推進本部全体会議(～18日)

【協議事項】

- (1) 各チームの進捗状況について
- (2) その他

26日

木

許認可業務部**運輸交通部門会議**

【協議事項】

- (1) OSS特別委員会との共有事項について
- (2) 次年度VOD・セミナーについて
- (3) 自動車運送手続のオンライン化について
- (4) 中古車総額表示について
- (5) 単位会からの照会について
- (6) 封印委託制度について
- (7) その他

19日

木

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の会議事項等について
- (2) その他

常任理事会

【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 令和7年度新年賀詞交歓会におけるスローガンについて
- (3) 会員処分の公表について
- (4) その他

法改正推進本部会議

【協議事項】

- (1) 行政書士会改正の推進について
- (2) その他

大規模災害対策本部会議

【協議事項】

- (1) 単位会に対する見舞金の支給について
- (2) 被災者支援活動報告に基づく支援金の支給について
- (3) 災害復興支援に係る傷害保険について
- (4) 支援金・義援金の取扱いについて
- (5) 北國新聞社からの提案について
- (6) 次年度VOD・セミナー等について

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

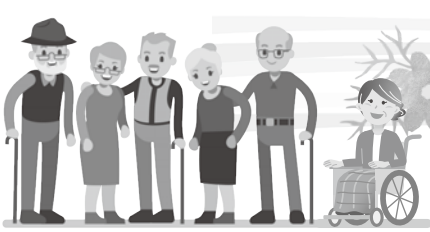
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





行政書士が挑む成年後見制度の実務と魅力 ～基礎から実践まで～

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事 研修・相談委員長 谷澤 祐樹



はじめに：成年後見制度の魅力と意義

近年、新しく行政書士に登録された方から成年後見制度についての問合せを受けることが多くなりました。これは、社会の高齢化や認知症患者数の増加に伴い、この制度の重要性が広く認識されるようになったためと考えられます。成年後見制度は、判断能力が不十分な方々を法的に支えるための制度であり、行政書士にとって新たな可能性が広がる分野です。

この制度を通じて、人々の生活に具体的な影響を与えることができる点は、行政書士としてのやりがいを感じる重要な要素となります。また、この分野に取り組むことで、行政書士の専門性を深めるとともに、法律と福祉が交差する現場で、幅広い知識やスキルを磨くことができます。本稿では、これから成年後見分野に取り組もうとする際に必要とされる知識や視点、そしてその魅力について御紹介します。

成年後見制度の法律的側面

成年後見制度の基盤となる法律は「民法」ですが、その適用においては関連する実務知識が求められます。後見に関係するもの（後見開始の申立て手続の流れ、後見人の選任、財産管理や身上保護に関する法的な責任など）ばかりに目を奪われがちですが、民法の体系的理解（総則・物権・債権・親族・相続）が必要で、各段階で正確な知識を得て相互に関連させることが必要です。

後見に取り組む中で特に重要なものは、被後見人（利用者）の意思を可能な限り尊重することです。民法858条が定める本人の「意思の尊重」や「身上の配慮」は、成年後見制度の根幹をなす理念であり、法律の単なる知識以上に、この理念を具体的な行動に落とし込むことが求められます。

後見に取り組もうとする行政書士としては、書類作成や手続の代理を超えた助言やサポートを提供するため、基礎法学だけでなく、後見実務に特化した研修の受講や成年後見実務専門誌の精読、そこで紹介される判例などを研究することも重要です。

社会保障制度の知識と実務活用

成年後見業務においては、社会保障制度の活用が欠かせません。年金、介護保険、障害者総合支援法に基づくサービスなど、被後見人を適切な支援につなげるためには、これらの制度を網羅的に理解する必要があります。

たとえば、認知症の高齢者が介護保険サービスを最大限に活用するためには、ケアマネジャーや福祉機関との意思疎通や連携が不可欠です。行政書士が後見人として制度の詳細を熟知し、適切な調整を行うことで利用者とその家族に安心を提供できます。

社会保障制度に関する知識を深めるためには、個々の制度や仕組みについて趣旨や目的の理解を深め、専門書を活用すること、福祉関係者とのネットワークを構築することが実務の充実につながります。

身上保護と意思決定支援の実践

成年後見業務では、財産管理だけでなく、利用者の生活全般を支える「身上保護」の視点が欠かせません。身上保護は、利用者の生活の安全と安定を確保するため、医療や福祉サービスの調整、住環境の整備、健康管理を行うことを指します。これにより、利用者が安全で快適な生活を送れるよう支援します。

「意思決定支援」は、利用者の自己決定権を尊重し、可能な限り自らの意思で選択や判断を行えるようサポートする取組です。特に判断能力が低下した場合でも、

可能な限り本人の意思を反映させることが成年後見業務の信頼性を高めます。

意思決定支援に関する知識は、「意思決定支援ガイドライン」や「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等を中心に、国内外の文献なども参照して理解を深めることが大切です。また、海外に目を向けるとイギリスやスウェーデンの先進事例から多くを学べます。

また、事例研修やロールプレイ、グループワークに積極的に参加して実践的なスキルを磨くことも大切です。できる限り多くの具体的ケースに触れておくことが、多様な利用者の状況に即した対応力を高めることにつながります。ロールプレイやグループワークでは他者の考え方に触れることや情報交換を通じて、相互の学びや視点の共有と更なる理解へと広がります。

対人スキルと信頼関係の構築

成年後見業務では、利用者やその家族、関係機関とのコミュニケーションが業務の要です。利用者の多くは、自分の生活や財産に他人が関与することに抵抗を感じています。特に、被後見人の意思を酌み取るためには、傾聴のスキルや非言語的なサインを読み取る能力が求められ、信頼を築くための対人スキルが欠かせません。周囲が制度に対して懐疑的な場合でも、その仕組みや目的を丁寧に説明し、理解を得る努力も必要です。

また、医療機関や福祉サービスの提供者との関係を円滑に進める能力も重要です。このような場面では、関係者との情報共有や調整役として機能することが多いため、双方の意図を的確に酌み取り、必要な調整を行うスキルが求められます。

こういったスキルは成年後見に限らず、他の分野にも応用可能であり、専門性の向上はキャリア全体の発展にもつながります。

倫理観とプロフェッショナリズム

成年後見業務では、行政書士としての倫理観を重視する姿勢が必要です。利用者の利益を最優先に考え、中立性と公平性を保ちながら業務を遂行することが、信頼される後見人となるための基本です。

特に財産管理では、利用者の生活の安定を最優先に考えた判断が求められます。また、個人情報の取扱いにも細心の注意を払い、守秘義務を徹底することも重要です。

業務を取り扱う中で倫理的ジレンマに直面することもあるでしょう。このような場合には、立ち止まって自身を俯瞰してみることも大切です。また、日本行政書士会連合会の定める「行政書士職務基本規則」や、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下コスモス）の定める「倫理規律」に照らすことで、適切な判断ができると考えます。行政書士としての職業倫理を実践することが、後見業務の信頼性を高めるポイントです。

このような倫理観を維持するためには、定期的な倫理研修の受講や仲間との情報交換・共有が欠かせません。適時に最新の法改正や社会情勢を踏まえた実務の見直しを行い、より良い支援を提供する姿勢がプロフェッショナルリズムの要です。

おわりに：継続的な学びと新たな第一歩

成年後見業務を専門的に行うためには、常に学び続ける姿勢が欠かせません。法改正や実務の変化に対応するためには、日常業務を通じて感じた疑問点をその都度解消し、学びを深めていくことが重要です。特に、コスモスの義務研修のような定期的な研修や、各種勉強会への参加は、知識をアップデートし、実務に直結する実践的な内容を学ぶための貴重な機会となります。これらを通じて、後見業務における最新の知見や技術を習得し、常にスキルを高め続けることが求められます。

利用者のニーズや生活状況は多様であり、そのため柔軟で適切な対応を行うには、継続的な学びが不可欠です。行政書士としての専門性を高めるためには、不断の努力が必要です。研修受講を始めとする積極的な学習を通じて、常に自己のスキルを更新し、どんな状況にも対応できるよう準備しておくことが、後見業務の質を向上させる鍵となります。さらに、成年後見分野は、専門的な知識やスキルをいかにしながら、直接的に人々の生活を支えることができる仕事です。この分野での仕事は、支援を必要とする人々に対する深い思いやりと、日々の業務に対する充実感をもたらします。行政書士としてのスキルやキャリアを広げる絶好のチャンスとも言えるこの分野に興味を持たれた方には、まずコスモスの入会前研修（30時間）を受講し、後見業務の第一歩を踏み出されることをお勧めします。この研修を通じて得られる学びと成長は、業務の専門性を高め、将来に向けて大きな可能性を開くことにつながります。

会員の動き

登録者数 (令和6年12月末日現在)

合計	52,965名			
内 訳	男	44,125名	女	8,840名
個人事務所開業	男	41,446名	女	7,876名
行政書士法人社員	男	1,982名	女	410名
個人使用人行政書士	男	349名	女	267名
法人使用人行政書士	男	348名	女	287名

法人会員 (令和6年12月末日現在)

法人会員数	1,463
法人事務所数	1,724
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,246
従たる事務所数	478

異動状況 (令和6年12月中の処理件数)

新規登録	合計	222名	
	内 訳	男 167名	女 55名
登録抹消	合計	207名	
	内 訳	男 173名	女 34名
抹消内訳	廃業	177名	
	死亡	27名	
	その他	3名	

特定行政書士 (令和6年11月末日現在)

合計	5,560名		
内 訳	男	4,531名	女 1,029名

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (大門)

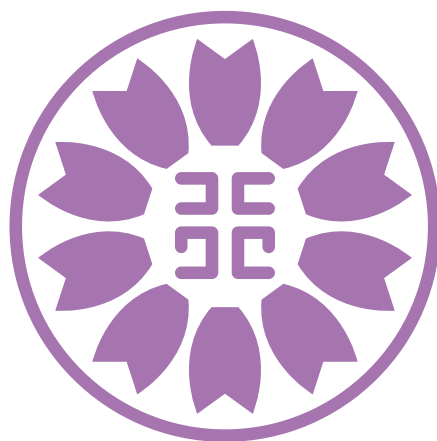
2月22日は「行政書士記念日」です。各単位会におかれましては、相談会など様々なイベントを開催されることと思います。ちなみに2月22日を「行政書士記念日」として、日本行政書士会連合会が定めたのは、平成19年度であり、奇しくも私が行政書士登録をした年度でもあります。それからはや18年がたちました。平成19年度の会員数は約4万人であり、現在は、約5万3千人と、約1万3千人も増えました。この間、会員の皆様のおかげで、イベントの開催や行政書士法の改正などもあり、行政書士が活躍する場面は以前より格段に広がり、認知度も高くなりました。本年度も「行政書士記念日」に開催されるイベント及び会員皆様の御活躍により、行政書士制度がますます広まっていくことと思います。私も微力ながら、広報活動に努め、行政書士をPRしていきます。どうぞよろしく願いいたします。

月刊 日本行政 2月号

第627号 令和7年1月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鷗沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 2月号

令和7年1月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階